

「にじゅうまる」ロゴマーク使用管理要綱

制定 令和3年2月15日 流通第1717号

(趣旨)

第1条 この要綱は、かんきつブランド「にじゅうまる」(品種名：佐賀果試35号、品種登録番号：第26212号)のロゴマーク(以下「本ロゴマーク」)の商標権及び著作権に基づくロゴマークの適正な使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(標章及び使用対象商品)

第2条 本ロゴマークの標章及び使用対象商品は、別紙1に掲げる標章(出願番号：商標2021-009429)及び指定商品とする。

(商標権の管理)

第3条 本ロゴマークに関する一切の権利は佐賀県に属し、本ロゴマークの管理は佐賀県流通・貿易課が行う。

(使用条件)

- 第4条 本ロゴマークは、『「佐賀果試35号」園地登録制度実施要領』(平成30年6月20日付け園第574号)に基づき、栽培された「佐賀果試35号」の果実のうち、同要領に定める「佐賀果試35号」推進チームが別に定める品質基準を満たした果実、及びその果実を使用した加工食品に使用できるものとする。
- 2 加工食品において本ロゴマークを使用する場合は、前項を満たす果実が必ず含まれていなければならない、かつ他のかんきつ品種を混合してはならない。

(使用上の注意)

- 第5条 本ロゴマークは、別紙1の指定商品にのみ使用すること。
- 2 本ロゴマークの使用は、非独占的になされるものとする。
- 3 本ロゴマークは、別に定める『「にじゅうまる」ロゴマークマニュアル』(以下「マニュアル」という。)に従い使用する。
- 4 その他、本ロゴマークの使用にあたっては、以下の各号を遵守すること。
- (1) 本ロゴマークの使用によって、誤認又は混同を生じさせないこと。
- (2) 本ロゴマークを、自己のシンボルマーク、標章、又は意匠として使用しないこと。
- (3) 本ロゴマーク自体を商品化しないこと。
- (4) 加工食品については、食品等関係法令(食品衛生法、景品表示法、JAS法等)による表示義務を遵守するとともに、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をすること。
- 5 使用者は、本ロゴマークとともに商品名等の文字、図形等を表示する場合に、当該表示について著作権、著作者人格権、特許権、意匠権、商標権その他の第三者の権利を侵害しないことを含む瑕疵のないものとする。

(使用許諾の申請)

第6条 本ロゴマークを商品自体(商品パッケージ含む)に使用しようとするものは、あらかじめ佐賀県流通・貿易課長に使用許諾申請をしなければならない。

- 2 前項の使用許諾申請は、生鮮食品については使用許諾申請書(様式第1号-1)を、加工食品については使用許諾申請書(様式第1号-2)を提出するものとする。
- 3 本ロゴマークの使用に係る完成見本(デザイン等) 加えて加工食品については、申請者又は製造を委託する事業者に対する保健所の営業許可を証明する書類等の写し、原材料仕入れが証明できる書類及び商品の原材料名が記載されている書類を添付すること。

(使用の許諾)

第7条 佐賀県流通・貿易課長は、前条により申請書の提出があったときは、審査の上、使用許諾書(様式第2号)を申請者に交付する。

- 2 前項による許諾を行うにあたり、必要と認める場合は条件を付することができる。
- 3 本ロゴマークの使用が、次の各号のいずれかに該当する場合、これを許諾しない。
 - (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
 - (2) 第三者の利益を害するものと認められる場合
 - (3) かんきつブランド「にじゅうまる」や佐賀県産かんきつ類のイメージを損なう恐れがあると認められる場合
 - (4) 第4条に定める使用条件及び第5条に定める使用上の注意を満たさない場合
 - (5) その他、申請の内容等について佐賀県流通・貿易課長が適当でないと判断した場合

(使用届の提出)

第8条 本ロゴマークを商品広告(第6条の商品パッケージ除く)や商品の宣伝等に使用しようとするものは、使用届(様式第3号)を佐賀県流通・貿易課長に提出しなければならない。

(使用料)

第9条 本ロゴマークの使用料は無料とする。

(事故、苦情等の処理)

第10条 本ロゴマークの使用に関する事故又は苦情については、使用者が誠意をもってその責任のもとに必要な措置を講じなければならない。

- 2 佐賀県は、本ロゴマークの使用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 3 使用者は、本ロゴマークの使用に関する事故又は苦情があった場合は、その内容を速やかに佐賀県流通・貿易課長に報告しなければならない。

(使用状況の確認)

第11条 佐賀県流通・貿易課長は、使用者に本ロゴマークの使用状況について、必要に応じて報告を求め、又はその職員に検査させることができる。

(情報の公開)

第12条 佐賀県流通・貿易課長は、本ロゴマークについて、広く使用促進を図る観点から、本ロゴマークの使用許諾の状況について、情報を公開することができる。

(使用許諾の取消し)

第13条 佐賀県流通・貿易課長は、第7条第1項に規定する許諾書の交付を受けたものが、第4条に定める使用条件及び第5条に定める使用上の注意に違反した場合並びに第7条第3項各号のいずれかに該当すると認められた場合、その他本ロゴマークの使用継続が不相当であると認められる場合は、使用許諾を取消し、又は本ロゴマークの使用者に対し、使用商品等の回収等の措置を請求することができる。

2 前項の規定により、使用許諾が取り消された場合、当該取消の日から使用することはできないものとする。

3 前2項の場合に生じた損失等の負担は、全て使用者が負うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本ロゴマークの使用に関して必要な事項については、佐賀県流通・貿易課長が別に定める。